

広島県教育委員会会議録

平成30年4月27日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

平成30年4月27日（金） 13：00開会

14：00閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員 細川喜一郎

3 出席職員

教育次長	畦地博之
管理部長	池田克輝
教育部長	諸藤孝則
乳幼児教育・教育支援部長	池田肇
参与	北川千幸
理事	榊原恒雄
総務課長	大内貞夫
秘書広報室長	山崎真紀
学びの変革推進課長	寺田拓真
県立学校改革担当課長	吉田宏
義務教育指導課長	中谷一志
高校教育指導課長	阿部由貴子
特別支援教育課長	西岡律子
生涯学習課長	田坂嘉章

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		
日程第2	第1号議案	平成31年度に使用する教科用図書の採択基本方針について	1
日程第3	報告・協議1	平成30年度広島県公立高等学校，特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について	3
日程第4	第2号議案	平成31年度広島県立中学校，高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について	5
日程第5	報告・協議2	県立高等学校等の再編整備の進捗状況について	7
日程第6	第3号議案	広島県生涯学習審議会委員の任命について	9

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

まず、会議録署名者の件ですけれども、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、近藤委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりでございます。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

中村委員： 第3号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の中村委員の発言につきまして採決いたします。

第3号議案の広島県生涯学習審議会委員の任命につきましては、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 平成31年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

平川教育長： それでは、第1号議案、平成31年度に使用する教科用図書の採択基本方針について、中谷義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

中谷義務教育指導課長： それでは、平成31年度に使用いたします教科用図書の採択基本方針について提案をさせていただきます。

まず、1、提案の要旨でございますけれども、(1)は県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針でございます。また、(2)は義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針で、採択権者である市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対しまして、適切な指導、助言又は援助を行うためのものでございます。

今年度は、県立学校におきましては、中学校、高等学校及び特別支援学校で使用する教科用図書、義務教育諸学校におきましては、「特別の教科 道徳」を除く小学校用の全教科、中学校用の「特別の教科 道徳」、新設される県立中学校の全教科及び学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択をすることとされております。

また、今年度採択いたしました教科用図書は、県立高等学校では来年度1年間、義務教育諸学校につきましては、採択された教科用図書を通常であれば4年間使用いたしますが、この度は学習指導要領の改訂に伴い、小学校は今年度採択した教科用図書を平成31年度の1年間のみ使用することとなります。平成32年度から使用いたします新教育課程による教科用図書の採択は平成31年度に改めて行います。中学校につきましては、採択の周期が小学校と1年ずれていますので、平成31年度に、道徳以外の教科につきまして、教科用図書の採択が行われます。学校教育法附則第9条の規定によりましては、来年度1年間使用することになります。

なお、教科用図書の検定・採択の周期、採択の仕組み、教科用図書の種類、採択日程等につきましては、8ページ以降に参考資料として添付しておりますので、後ほど御覧ください。

それでは、1ページの別紙1を御覧ください。平成31年度に県立学校で使用いたします教科用図書の採択基本方針でございます。基本的には、昨年度の基本方針を踏襲して

おります。

1の(1)には、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとり、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することを示しております。

(2)「適正かつ公正な採択の確保」につきましては、国の通知を受けまして、「ア教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期すこと。」「イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。」としております。

(3)は開かれた採択の推進について示した部分でございます。採択結果及び採択理由は、これまでどおり採択後遅滞なく公表を求めることとしております。教科用図書の研究のための資料や教育委員会会議の議事録につきましても、公表に努めることとしております。また、その他開かれた採択を推進する観点から、有用と思われる情報の公表についても検討することとしております。

次に、2の「選定上の留意事項」につきましては、3点示しております。1点目は、各学校が教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考にした調査研究に基づきまして、選定するということでございます。2点目と3点目は、学校教育法附則第9条の規定により教科用図書の選定について示しております。

続きまして、2ページの別紙2を御覧ください。別紙2は、義務教育諸学校で使用いたします教科用図書の採択基本方針でございます。

1の(1)の「採択の基本」では、県立学校の基本方針と同様に、教育基本法や学校教育法の改正で明示された教育の理念や目標にのっとり採択をすることについて明記しております。さらに、採択権者におきましては、(ア)から(オ)の採択の観点に基づき、県教育委員会が作成する選定資料を活用して、十分な調査研究を行うよう求めています。(2)の「適正かつ公正な採択の確保」のうち、イの方ですけれども、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないように、明記をしております。また、(3)では、「開かれた採択の推進」について示しております。

次に、2ページの2「方法、組織及び手続き」におきましては、採択権者が適切な採択を行うための方法等について明記しております。学校教育法附則第9条の規定により教科用図書の採択につきましては、3ページ(3)に示しております。そのうち、イにありますように、各学校では、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、その結果や理由を採択権者に提出することとしております。

ここで御審議いただきました基本方針につきましては、この後、それぞれの機関に通知いたしまして、これを受けて各機関では、本格的な採択事務がスタートすることとなります。選定審議会につきましては、計3回開催し、教育委員会会議では、進捗状況や結果の報告など、随時行ってまいります。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたらお願いたします。

志々田委員： 何年か前に問題があって、情報の公開と、公正をきちんと証明することが、この採択基本方針にも、それから委員会にも求められているということで、そのためにいろいろな形で規定を作ってくださっていると思うのですが、「開かれた採択の推進」のところで、イの(イ)「教育委員会の会議の議事録を作成したときは」というふうに書かれています。作成しないということがあるのですか。

中谷義務教育指導課長： 基本的にないと考えられ、私どもの方で作っていないという事案を把握はしておりませんが、必ずあるとも言いきれないということで、そのように示しているところでございます。

志々田委員： もちろん結果について、こういうふうなことが決まって、理由はこうですということ公表するのは当たり前なことなのですが、いろいろな御意見や、心配を持っておられる方たちは、その審議のプロセスについてもお知りになりたいという要望もあるかと思えます。情報開示をどこまでするのかということは、議事録の作り方にもよるのだらうと思えます。言いにくいのですが、余計なことが書いてある議事録、メモのような議事録なのか、それともきちんと開示することができる議事録なのか、開示したけど何も書いていないような議事録なら、それはまた不信感を呼ぶと思えますので、議事録の作成については、きちんと適正に、何を書かなければいけないのか、そういった議事録を作成する際の留意とか、どの水準で書くのかというようなことを、今すぐでなくてもいいのですが、協議をしていただいて、一律で公開できるような形で作成されたらどうか

など思っています。どこまでが公文書であり、どこまでがメモ書きなのかといったことが、今社会の中でもいろいろな案件で出ていたりしますので、せっかくの機会ですので、対岸の火事にならないように、我々も公表することができるだけの議事録をきちんと用意するという心を掛けたらどうかということ意見を意見として思っていますので、御指導よろしくお願ひします。

平川教育長： ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 平成30年度広島県公立高等学校，特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況

について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1，平成30年度広島県公立高等学校，特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について、阿部高校教育指導課長，説明をお願いいたします。

阿部高校教育指導課長： それでは、平成30年度広島県公立高等学校，特別支援学校高等部等の入学者状況について御報告をいたします。

1 ページの「1 公立高等学校，特別支援学校高等部」の「入学定員 (A)」の欄を御覧ください。まず、平成30年度の公立高等学校入学者選抜における入学定員は、全日制本校につきまして、「小計 a」欄にありますように、昨年度より440人減の1万5,880人となっております。全日制本校への「入学者数 (B)」は、昨年度よりも585人減の1万5,028人となっております。分校及び帰国生徒を加えた全日制課程の入学者数は、中ほどより少し下の「高等学校 (全日制) 計」の欄にありますように、1万5,080人で、昨年度と比較して580人の減となっております。

次に、定時制課程の入学者数は、329人、フレキシブル課程は、494人、通信制課程は、164人、合わせて987人で、昨年度と比較して142人の増となっております。

次に、特別支援学校高等部の入学者数は412人で、昨年度と比較しまして32人の減となっております。これらに専攻科の入学者数を加えた総計は、「総計」の欄にありますように、1万6,526人で、昨年度と比較し、468人の減となっております。

次に、県立中学校につきましては、「2 県立中学校」の「入学者数 (B)」の欄にありますように、入学者数は159人で、昨年度と比較しまして、1人の減となっております。各学校の入学者状況につきましては、資料の2ページから4ページに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： フレキシブルスクールが新しく開校し、ここが494人増えたということで、高等学校定時制、フレキシブル、通信制の入学者数が142人プラスになっている。一方で、定時制や通信制というところがマイナスになっているということは、フレキシブルスクールに通いたいという生徒さんが多くて、定時制や通信制へ行く予定だった生徒さんたちがそちらへ流れたと理解をしたらいでしょうか。

阿部高校教育指導課長： 今、委員がお話されました定時制と通信制につきましては、広島市内を含めた5校で募集停止になっておりまして、そういった状況からも、広島みらい創生高等学校の方に志願者が移っているという状況でございます。

志々田委員： 定時制にはないもの、若しくは通信制にない良さというものを実現するためにフレキ

シブルスクールを作る，そしてフレキシブルスクールの成果というものを，従来の市内の学校には通って来られない，それ以外の地域の子供たちの定時制や通信制の教育の改善や充実にノウハウを使っていただけだと思います。フレキシブルスクールだけがいいわけではなくて，通信制や定時制の学校の良さもあると思いますので，是非とも，情報交換というか，どれがいい制度なのかということ，これからも研究を進めていただければというふうに思います。

中村委員： 全日制本校の方も，全体の数字で言いますと定員を下回る入学者数ということだと思いますが，前年までと大きく何か傾向が変わるようなこと，個別には，次のページから見れば分かると思うのですけれども，全体的に何か傾向が変わるようなことがございましたでしょうか。

阿部高校教育指導課長： まず，入学定員のところで申しますと，昨年度から440人減としておりまして，11学級減という定員を設定しております。これにつきましては，中学3年生の在籍者数の推移を見まして，在籍者数でありますとか，進学割合等を勘案し，こういった設定をしております。440人減のところは485人減の大きな割合であると捉えております。

中村委員： それから，やはり小規模校の状況が非常に気になります。この辺りも細かく分析をしていただいて，高校教育指導課の範疇のことだけではないかもしれませんけれども，是非丁寧な分析等をしていただきたいと思います。

菅田委員： 各学校，高等学校の入学定員と受検者数と入学者数の表なのですが，広島市内の高等学校はほとんどが入学定員に対して入学者数ほぼイコールなのですが，呉市の広高等学校とか，福山市の誠之館高等学校とか，そういったところが入学定員数より下回っているのは，どこかの私立とか国立とかに流れたということによろしいのですか。

吉田県立学校改革担当課長： その要因につきましては，これからまた詳細の分析をいたしますが，委員がおっしゃられたように，私学の方に生徒が流れたということも一つの要因であろうかというふうに考えております。

今回のような選抜で空き定員が生じているようなところもかなりありまして，全体では850人ということがございます。入学定員につきましては，先ほど高校教育指導課長も申しましたように，児童生徒数の見込みとか，進学の見込み等で設定しておりますけれども，それぞれの学校における定員につきましては，これから各県立学校長にヒアリングを行いまして，実際にどういう進路状況だったのかとか，そういうデータを分析しながらしっかりと把握しまして，そのことを踏まえた適切な入学定員が設定できるように努めてまいりたいと考えております。

菅田委員： すると，こういうふうに定員以下になった場合，公立では，補欠合格とかはなさらないのでしょうか。

阿部高校教育指導課長： 実際には繰り上げ合格ということも行っております。ただ，志願者数と受検者数によりますので，入学者というのは校長の判断で決定しているところでございます。

近藤委員： 細かいところで恐縮なのですが，全日制本校の福山市立福山高等学校が，受検者数より入学者数が多いのはどうしてなのでしょう。

阿部高校教育指導課長： 福山市立福山高校につきましては，1ページの注の1を御覧ください。併設型中学校から併設型高等学校への入学につきましては，中学校から既に在籍をしている生徒につきましては，入学者選抜を実施しないことから，受検者数及び合格者数には含めてはございませんが，入学者数には含めているという状況でございます。

志々田委員： 特別支援学校はいつも気になっているところなのですが，今年はいつもよりは子供の数が減ったことにもよって入学者数は減っているものの，定員のない学校ですので，一つ一つの学校を見ていったときに，大幅に入学者が増えているような学校だとか，そういった急な入学者数の変更があった学校があれば教えてください。

西岡特別支援教育課長： 特別支援学校につきましては，今回，福山北特別支援学校が多く，在籍者数が現時点で全部で401人ということで400人を超えました。他の学校につきましては，黒瀬特別支援学校と広島市立特別支援学校の入学者が昨年度より下回っております。

志々田委員： 400人を超える学校というのは普通の学校でも大きいと思うのですが，福山北特別支援学校はもとと生徒が多くて，施設も足りないということをお聞きしているのですけれども，少し増えたことによって何か問題が起きていたり，教室が足りないなどという状況が起きていたりしませんか。

吉田県立学校改革担当課長： この度の特別支援学校の生徒の入学に伴いまして，学校の体制でございますけれども，教室不足というものが懸念されていたところですが，本年度につきましては，どの学校におきましても，若干の工夫をしております，必要な教室数は全て確保できているよ

うでございます。

志々田委員：先ほども申しましたように、定員の少ないということはお引き受けするしかないということにもなりますので、是非ともその辺り、毎年チェックをしていただいて、子供たちが楽しく、また快適に過ごせるような特別支援学校の確保、学校数と学級数の確保をお願いしたいと思います。

平川教育長：このほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長：それでは、以上で本件の審議を終わらせていただきます。

第2号議案 平成31年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針に

ついて

平川教育長：続きまして、第2号議案、平成31年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について、阿部高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

阿部高校教育指導課長：第2号議案、平成31年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について御説明をいたします。

最初に、「平成31年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」についてでございますが、1ページから4ページにありますとおり、県立高等学校の入学者選抜におきましては、推薦入試である選抜（Ⅰ）、一般入試である選抜（Ⅱ）及び二次募集である選抜（Ⅲ）により実施をするものでございます。

昨年度から変更している点でございますが、5ページの新旧対照表の中ほどを御覧ください。（オ）の検査問題につきまして、平成30年度中学校第3学年における新中学校学習指導要領の先行実施する部分を含める取扱いとしております。その他につきましては、実質的な内容の変更はございません。

次に、6ページから7ページにあります「平成31年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針（広島叡智学園中学校を除く）」についてでございます。県立広島中学校・高等学校及び平成31年度から新たに開校いたします県立三次中学校について定めた基本方針になります。

昨年度から変更している点でございますが、8ページの新旧対照表を御覧ください。第1の1、（1）のイの併設型中学校の選抜の実施時間につきまして、併設型中学校長が決定することとしております。また、第2、1、（1）イの併設型高等学校の検査問題につきまして、平成30年度中学校第3学年における新中学校学習指導要領の先行実施する部分も含める取扱いとしております。その他につきましては、実質的な内容の変更はございません。

なお、平成31年度から新たに開校いたします県立広島叡智学園中学校につきましては、別に定めております。9ページを御覧ください。広島叡智学園中学校の入学者選抜におきましては、「社会の持続的な平和と発展に向け世界中のどこにおいても、地域や世界の『より善い未来』を創造するリーダーの育成を目指す当該学校の特色に配慮し、当該学校に対する意欲・適性等を判断して行う」ものとしております。

選抜の方法は、1にございますように、第1次選抜において適性検査及び面接の結果並びに志望理由書、自己紹介書及び調査書を総合的に判断して、合格者を決定いたします。また、第2次選抜におきまして、第1次選抜における合格者を対象に、2泊3日の共同生活を行い、グループワーク及び面接、共同生活の振り返りの結果等を総合的に判断して、合格者を決定することとしております。

なお、資料の14ページから15ページには、平成31年度の選抜日程を参考として添付しております。基本的には、平成30年度の日程を踏襲しつつ、土曜日、日曜日や祝日を考慮して設定しております。

続きまして、お手数ですが、10ページに戻っていただいて、「平成31年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針」についてです。13ページの新旧対照表を御覧ください。この13ページの新旧対照表のとおり、平成31年度の基本方針におきましては、二次募集の選抜の方法及び合格者の決定に一部変更がございます。具体的には、知的障

害を除く単一障害を有する受検者のうち、広島県公立高等学校の入学選抜の選抜（Ⅱ）を受検した者については、選抜（Ⅱ）の一般学力検査の結果をもって、二次募集の学力検査に代えることができる旨を追記しております。

なお、資料の一番後ろの16ページには、特別支援学校高等部平成31年度の選抜日程を参考として添付しておりますが、これにつきましても、高等学校の選抜日程と同様に設定しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 新しいことですので、やはり広島叡智学園中学校の入学選抜の基本方針がどうなるのかということが、大事かと思いますが、広島県立併設型中学校・高等学校のものと比べると、随分シンプルに書かれているように思うのですけれども、率直に申し上げて、もっと決めなくて大丈夫なのかということが非常に不安なのですが、いかがでしょうか。

寺田学びの革新推進課長： 現時点で決まっているものを書かせていただいておりますけれども、御指摘のとおり、資質、能力をどのように評価をしていくのか、あるいは活動の内容といったところについても、かなり検討が必要だと思っております。今後、入学選抜の実施要項を公表していく予定としておりますので、その段階では具体的なことをお示しできるように、準備を進めていきたいと思っております。

志々田委員： やはり公表をされるものですし、受検を待っているお子さんたち、保護者の方たちにとっては、基本方針は非常に興味のあることかと思えます。何分初めてのことだと思いますので、大変なのは分かるのですが、なるべくずらさないように早急に基本方針と、細かいことを決まり次第公表という形で、保護者と受検生の方たちに配慮していただければというふうに思います。

菅田委員： 新旧の対照表のところ、8ページの併設型中学校・高等学校の選抜の方法で、今までは適性検査が1は50分、2は45分というのを、併設型中学校長が決定するというように変更されたというのはどういった理由なのでしょう。

阿部高校教育指導課長： この実施時間につきましては、これまで併設型中学校・高等学校は、広島中学校・高等学校のみでございましたけれども、来年度、平成31年度に新設をします三次中学校が実施時間を検討しておりますので、それぞれの学校で決定をするということで、方針につきましては、実施時間は併設型中学校長が決定をするということにした次第でございます。

近藤委員： 広島叡智学園中学校の二次選抜の内容なのですけれども、共同生活の振り返りというのは、少しイメージが湧きづらいのですが、生徒さんが振り返って、振り返ったその、何が評価の対象になるのかということ、もう少し教えていただければと思います。

寺田学びの革新推進課長： 具体的な内容については、まだ検討を進めているところでございますけれども、意味合いといたしましては、メタ認知のような能力を見てみたいということもございます。生徒が行った活動によって何を学習したのか、あるいは現時点での自分についてどう捉えているのか、そういったことを表現してもらいたいということで、それをどういった方法によって表現するのかということについては、更に検討が必要だと思っておりますけれども、これまでの活動合宿において行った活動について、何らかの形で振り返る、リフレクションをするというようなことをやってみたいと思っております。

平川教育長： そのほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

（ な し ）

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 2 県立高等学校等の再編整備の進捗状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、県立高等学校等の再編整備の進捗状況について、吉田県立学校改革担当課長、説明をお願いいたします。

吉田県立学校改革担当課長： それでは、報告・協議 2によりまして、県立高等学校等の再編整備の進捗状況について御説明をいたします。

資料の 1 ページを御覧ください。初めに、1 にございます「広島市立広島みらい創生高等学校の平成30年度入学者の状況等について」でございます。広島市立広島みらい創生高等学校の入学者選抜につきましては、選抜（Ⅰ）、選抜（Ⅱ）は他の公立高校と同じ日程で実施いたしました。選抜（Ⅲ）につきましては、他校との併願を認めることといたしましたことから、他校の選抜（Ⅲ）の合格発表後に実施したところでございます。まず、選抜（Ⅰ）につきましては、平日登校コースと通信教育コースを一括で募集し、定員64名に対し志願者数169人、受検者数168人で、合格者数は64人となっております。なお、合格者64人につきましては、合格者の志望に応じて平日登校コースが51人、通信教育コース13人と振り分けたところでございます。

次に、選抜（Ⅱ）につきましては、平日登校コースは定員240人から選抜（Ⅰ）の合格者51人を除いた189人、通信教育コースは定員400人から選抜（Ⅰ）の合格者13人を除きました387人をそれぞれ募集したところでございます。その結果、平日登校コースにつきましては、志願者310人、受検者287人で、合格者数は189人、通信教育コースにつきましては、志願者132人、受検者数120人で合格者数は185人となっております。なお、選抜（Ⅱ）及び選抜（Ⅲ）につきましては、第2志望を認めるということとしておりましたことから、例えば、あらかじめ平日登校コースを第1志望で通信教育コースを第2志望と受検した生徒が平日登校コースでは合格できなかった場合でも、第2希望の通信教育コースで合格という場合がございます。その結果、選抜（Ⅱ）における通信教育コースの合格者数が受検者数を65人上回るという状況が生じております。

次に、選抜（Ⅲ）につきましては、選抜（Ⅰ）及び選抜（Ⅱ）の合格者数が定員に満たなかった通信教育コースのみ実施いたしまして、定員の400人から選抜（Ⅰ）及び選抜（Ⅱ）の合格者198人を除きまして、それに選抜（Ⅱ）の辞退者6人を加えました208人を募集したところでございます。その結果、志願者数74人、受検者数65人で合格者数は65人となっております。

なお、選抜（Ⅲ）実施後に、辞退者が3人ございまして、転入学者が8名ございましたことから、最終的な入学者数といたしましては、平日登校コースが240人、通信教育コースが262人、合計で502人となっております。この結果、通信教育コースにつきましては138人の空き定員がございます。これにつきましては、今後、秋季入学者等の受入れを行うこととしております。いずれにせよ、その時点の募集定員というのをまた定めさせていただきますと考えております。

なお、開校後の状況につきましては、4月8日に開校式及び平成30年度の入学式を挙行いたしまして、4月9日から学校生活や履修登録等のオリエンテーションを行った後に、4月16日から授業を開始してございまして、おおむね順調にスタートできているというふう聞いております。

続きまして、2 にございます「平成31年4月実施予定の再編整備の進捗状況について」御説明をいたします。

まず、併設型中高一貫教育校といたします三次中学校・高等学校につきましては、今年度から中学校の教員4名を配置し、学校説明会や入学者選抜の実施、年間指導計画の作成など、開校に向けた準備を、中学・高校の教員が一体となって進めているところでございます。

開校に向けました今後の主なスケジュールといたしましては、資料の3ページから4ページに添付をしておりますけれども、5月19日の土曜日に、児童や保護者、学校関係者を対象といたしました学校説明会を開催する予定としております。その後、11月には入学者選抜に係る説明会を開催しまして、平成31年1月には入学者選抜を実施いたしまして、平成31年4月に開校することとしております。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。庄原格致高等学校でございますが、普通科に「医療・教職コース」を設置することとしております。現在、そのコースの特色が表れるような教育課程の編成や入学者選抜の在り方などについて検討を進めてい

るところでございます。今年度は、その推進役として、校内にコーディネーターを配置した上で、医療系の学部や教員養成課程のある県内の大学、あるいは地域の医療機関等と連携しながら、教育内容の構築などについて進めていくとともに、今後、コースの教育内容や魅力につつまして、地元中学校等に説明をしていくこととしております。

次に、吉田高等学校につつましては、普通科と生活福祉科を「探究科」へ学科改編いたしますが、校内に「探究科準備委員会」を立ち上げまして、将来、地域の発展に貢献できる人材を育成することのできる学科・系列の設置に向けた検討を進めているところでございます。今年度は、地域にある資源を生かしつつ、大学等の関係機関と連携し、具体的な教育内容を検討するとともに、今後、学科改編の内容や探究科の魅力につつまして、地元中学校等に説明していくこととしております。

最後に、呉工業高等学校の定時制課程につつましては、広高等学校の定時制課程普通科と呉三津田高等学校定時制課程普通科を募集停止いたしまして、新たに「キャリアデザイン科」を設置するものでございますが、「地域社会や産業界に貢献する人材の育成」に向けまして、キャリアデザイン科の在り方を示しました「グランドデザイン」の構築などにつつまして、検討を進めているところでございます。今年度は、グランドデザインに基づき、工業科とキャリアデザイン科の連携など、幅広い教科・科目の開設や弾力的な教育内容を検討するとともに、今後、その内容等につつまして、地元中学校等に説明をしていくこととしております。

再編整備の進捗状況に係る説明につつましては以上でございますが、ただ今説明いたしました4校の再編整備が、平成31年4月から着実に実施することができるよう、引き続き必要な指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 広島みらい創生高等学校が、開学をして順調に進んでおられるということで安心しました。ただ、建物の建設が遅れていて、そこを工夫してというような御説明を以前お聞きしたと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

吉田県立学校改革担当課長： 新校舎を建設しておりますが、校舎の完成は今年度7月末を予定しております。それまでは、現在ございます大手町商業高等学校の教室の一部をお借りしたり、あるいはもともとありました広島市立特別支援学校の教室を改装したりするなどいたしまして、必要な教室を確保して授業を進めているところでございます。

志々田委員： グラウンドだったか体育館だったかが足りないか、ないかだったような気がするのですが、やはり体を動かすのも大事かと思いますが、その辺りはいかがですか。

吉田県立学校改革担当課長： 現在もともとありました大手町商業高等学校のグラウンドに新校舎を建てている状況でございますが、実際グラウンドがないという状況でございます。新しいグラウンドの完成も来年の8月末ぐらいまでかかる予定でございますけれども、現在は大手町商業高等学校の体育館を利用したり、屋内の運動場などを使いまして、体育の授業であるとか部活であるとかをやっているところでございまして、そういう場所の工夫等によりまして授業を進めているところでございます。

志々田委員： 安心しました。

中村委員： 広島みらい創生高等学校の入学状況ですけれども、これを見ますと、平日登校コースの方が人気が高く、倍率も高く、不合格者も多いということだと思っておりますが、お聞きしたいのは、これまでも選抜（Ⅰ）、（Ⅱ）で平日登校というか、そういうものを希望して、不合格で通信制に行くような生徒はそれなりにいたのかということと、この志願状況・合格状況を見て、想定どおりということなのか、その辺りを教えていただければと思います。

吉田県立学校改革担当課長： 定時制課程の志願状況でございますが、これまでの大手町商業高等学校の方は志願者が1倍を超えるような状況でございますが、その場合、不合格となりましたら、別の進路ということで通信制の方を選択するというのもございました。

今年度の志願の状況でございますが、平日登校コースはすごく人気がございますが、高い倍率となりましたけれども、こちらの学校の特色でございます定通併修という形で、学びというものは、いずれのコースに入っても自由に選択できるという機会を設けておりますので、通信教育コースの方はまだ定員に余裕があったということで、この学校に入りたいという生徒さんは全て受け入れることができたのではないかとというふうに考えております。

中村委員： この倍率を見ると、やはりニーズが多かったということを表しているのかなと思いま

したので、平日登校コースの定員というものの設定が、もしかしたら今後の一つの課題かもしれないなどちょっと思ったものですから、それだけ御指摘させていただきたいと思います。

志々田委員： ちょっと聞いてみたいのですが、庄原格致高等学校に新しく「医療・教職コース」という珍しいコースを作られる準備をしておられることをお伺いしたのですが、コーディネーターを配置しているということで、このコーディネーターがとても大事なかなというふうに思います。特に職業現場と直結した形でカリキュラムを組んで、インターンシップであるとかをしてもらうためにも、このコーディネーターの方というのがどんな方で何人配置されているのか教えてください。

吉田県立学校改革担当課長： コーディネーターにつきましては、庄原格致高等学校の教員1名に、この役を担当させております。コーディネーターにつきましては、コースの設置に向けた校内、校外それぞれの調整役として配置したところがございます。具体的な役割としては、例えば校内の調整では、教育課程の編成とか年間指導計画の策定に当たりまして、校長等管理職の意向なども踏まえまして、各教科担当や各主任等と調整を行うなど、校内の総括としての役割を担っているところがございます。それから、平成31年度からのコース設置につきまして、広く周知していくための広報計画や広報資料の作成、小学校・中学校への説明会の実施など、広報活動全般に係る主担当としての役割も担っていただいております。校外の調整といたしましては、例えば医療系の大学の学部や教員養成課程のある県内の大学、地域の医療機関等との連携内容の調整であるとか、地域の小・中学校、市教育委員会からの協力体制の構築に向けた調整を行うなど、外部との連携の窓口として役割を担わせております。

志々田委員： 随分大変そうなお仕事をされているようですけれども、担任を持っているとか教科指導の科目を持っているとか、要するに、校内分掌としてコーディネーターをやっているのか、それとも専門職としてそこを配置しているのかを教えてください。

吉田県立学校改革担当課長： 専任であるかどうか、授業を持っているかにつきましては、申し訳ございません、今、確認がとれておりませんが、いずれにせよ来年には、このコースを設置して、授業が始まりますので、それに向けた準備がしっかりできるような配慮はしているというふうに聞いております。

志々田委員： やはり学校の外と学校の中をつなぎ、担当の窓口として、外の人たちを学校の中に入らなくとも外の情報を入らなくとも学校の中に入れるというときに、かなりの専門性であったり時間であったりがかかるのではないかなというふうに思います。大事な仕事ですので、専任とまではお金もかかることですので申し上げますが、なるべくたくさんの時間をそこに割いていただいて、準備に励んでいただけるように配慮をいただければと思います。

平川教育長： ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わらせていただきます。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、恐れ入りますけれども、傍聴者の方は御退席いただきますようお願いいたします。

(13:54)

【非公開審議】

第3号議案 広島県生涯学習審議会委員の任命について

広島県生涯学習審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:00)